

＜センター使用欄＞

法律家相談申出書

センター名：

案件番号：

「個人情報の取り扱いについて」を承諾の上、受信障害対策共聴施設に関する相談を申し込みます。
 ※ 太線の内側の項目について記入してください。

申出年月日		平成 年 月 日
申出人	住所	〒
	氏名・名称	(法人・管理組合の場合は、名称と、代表者及び担当者の役職・氏名を記載) 電話番号 FAX 番号
(代理人)	住所	〒
	氏名	電話番号
		(申出人との関係)
紛争の相手方	住所	〒
	氏名・名称	(法人・管理組合の場合は、名称と、代表者の役職・氏名を記載) 電話番号
相談希望日 (日程調整の際に参考にします。ただし、必ずしもご希望に添えない場合がありますのでご了承ください)	1. 平成 年 月 日 午前・午後 2. 平成 年 月 日 午前・午後 3. 平成 年 月 日 午前・午後 4. 平成 年 月 日 午前・午後	※希望日は平日に限ります。 ※相談する場所までの交通費は自己負担です。

＜個人情報の取り扱いについて＞

社団法人デジタル放送推進協会（以下、「Dpa」という。Dpa が運営する「総務省テレビ受信者支援センター」を含む。）は、本申出書で取得した個人情報（以下、「個人情報」という。）について、以下のとおり取り扱います。

- Dpa は、個人情報の保護に関する法律等に基づいて、個人情報を慎重かつ適正に取り扱います。
- Dpa は、個人情報を下記の目的に利用します。
 - Dpa が実施する受信障害対策紛争処理事業における法律家相談、調停手続の運営。
 - Dpa が推進するデジタル放送普及のための調査・分析。
 - 紛争の対象となる受信障害対策共聴施設の適法性の確認。
- Dpa は、受信障害対策紛争処理事業に関する業務を委託する第三者に対し、個人情報を提供することがあります。その場合、Dpa は、当該提供先に対して、守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるよう監督します。
- Dpa は、2③に関連し、行政機関より個人情報の開示を求められた場合、個人情報を当該行政機関に提供することがあります。

◆上記の他、個人情報の取り扱いについては、Dpa の Web サイト (<http://www.dpa.or.jp/privacy/>) をご参照下さい。

＜法律家相談記録の取扱いについて＞

法律家相談の後に調停手続に移行した場合、相談記録は、調停手続に引き継がれます。

事実関係の概要	

＜センター使用欄＞		受 理 欄	
センター受領日：平成 年 月 日		センター管理者	受付担当者
(備考)		受理日 (/ /)	(/ /)